




3.7 維持管理方針の検討

<p>【維持管理方針】（基本設計より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市とボランティア団体と指定管理者の三者協議の体制づくりを検討します。 ● 三者協議では、基本構想や基本計画の考え方にに基づき、具体的な維持管理等の内容について話し合います。 ● 供用開始前に、自転車や二輪車の通行条件を整理します。 <p>【維持管理の項目例】 （基本計画の「樹林地等の保全管理」参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 斜面樹林地の保全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜木の伐採 ・ 林床の下刈り ・ 古竹の除伐 等 ② 耕作放棄地の環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈り 等 ③ 尾根道の樹林地の保全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林床の下刈り ・ 眺望地点の、視線を妨げる樹木の枝払い 等 ④ 桜の古木の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏圧防止 ・ 被圧木の枝卸しや除伐 等 <p>※ 現在、鎌倉市で毎年実施している維持管理は、散策路沿いや外周部の枯損木等の除去や下草刈りをみどり公園課で発注しています。こちらは引き続き実施していく予定です。</p>	<p>【維持管理方針】で示している三者協議の体制づくりとして、（仮称）山崎・台峯緑地保全活動連絡会を設立するため、準備会を開催しています。</p> <p>■（仮称）山崎・台峯緑地保全活動連絡会</p> <table border="1"> <tr> <td>①名称</td> <td>（仮称）山崎・台峯緑地保全活動連絡会 準備会</td> </tr> <tr> <td>②開催実績</td> <td>第1回目：令和7年（2025年）10月14日（火）14時～16時 第2回目：令和7年（2025年）11月12日（水）14時～16時 第3回目：令和7年（2025年）12月23日（火）15時～17時 第4回目：令和8年（2026年）1月21日（火）15時～17時</td> </tr> <tr> <td>③出席者</td> <td>鎌倉市、市民団体（4団体）</td> </tr> <tr> <td>④主な議題</td> <td>山崎・台峯緑地（都市緑地）実施設計策定に向けた意見交換</td> </tr> <tr> <td>⑤開催写真</td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">準備会（第4回目） 開催状況写真</p> <p>【今後の協議事項（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会設立に向けた規約や作業要領の整理 ・ 保全管理ゾーニング（案）を基に役割分担等の詳細を協議 <p>※今年度策定予定の実施設計や山崎・台峯緑地に関する情報は当準備会内で情報共有し、都度意見を伺う予定</p>	①名称	（仮称）山崎・台峯緑地保全活動連絡会 準備会	②開催実績	第1回目：令和7年（2025年）10月14日（火）14時～16時 第2回目：令和7年（2025年）11月12日（水）14時～16時 第3回目：令和7年（2025年）12月23日（火）15時～17時 第4回目：令和8年（2026年）1月21日（火）15時～17時	③出席者	鎌倉市、市民団体（4団体）	④主な議題	山崎・台峯緑地（都市緑地）実施設計策定に向けた意見交換	⑤開催写真	
①名称	（仮称）山崎・台峯緑地保全活動連絡会 準備会										
②開催実績	第1回目：令和7年（2025年）10月14日（火）14時～16時 第2回目：令和7年（2025年）11月12日（水）14時～16時 第3回目：令和7年（2025年）12月23日（火）15時～17時 第4回目：令和8年（2026年）1月21日（火）15時～17時										
③出席者	鎌倉市、市民団体（4団体）										
④主な議題	山崎・台峯緑地（都市緑地）実施設計策定に向けた意見交換										
⑤開催写真											

【維持管理計画】

(1) 現況課題の整理

維持管理を行う上での現況課題を以下に示します。

表3.7.1 現況課題の整理

【植生】	①竹林の拡大・密生	竹林がエリア全体拡大し、周辺の植生にとって代わっている。住宅境界など林縁部に侵入し住宅に倒れかかるなど住宅地への危険性が増大している。管理放棄により幹が密生している。	
	②林床植物の生育環境の悪化	アズマネザサやクズなどの繁茂、竹林の拡大により、希少な林床植物の生育環境が減少している。	
	③スギ・ヒノキ群落の衰退	一部のスギ・ヒノキ群落が疎林になり、その隙間に落葉広葉樹が生育している。	
【景観】	④展望地からの眺望の阻害	アズマネザサ群落が竹林にとって代わったことで展望地からの眺望が阻害されている。	
	⑤尾根沿いのサクラ類の被圧	周辺の樹木の生長により、景観を特徴づける尾根沿いのサクラ類が被圧されている。	
【防災】	⑥住宅地境界部の倒木の危険性	住宅境界部の高木や竹林は、倒木により住宅に被害を及ぼす恐れがある。また、クズ類などの繁殖により住環境に影響を及ぼす恐れがある。	
	⑦土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されており、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある。	

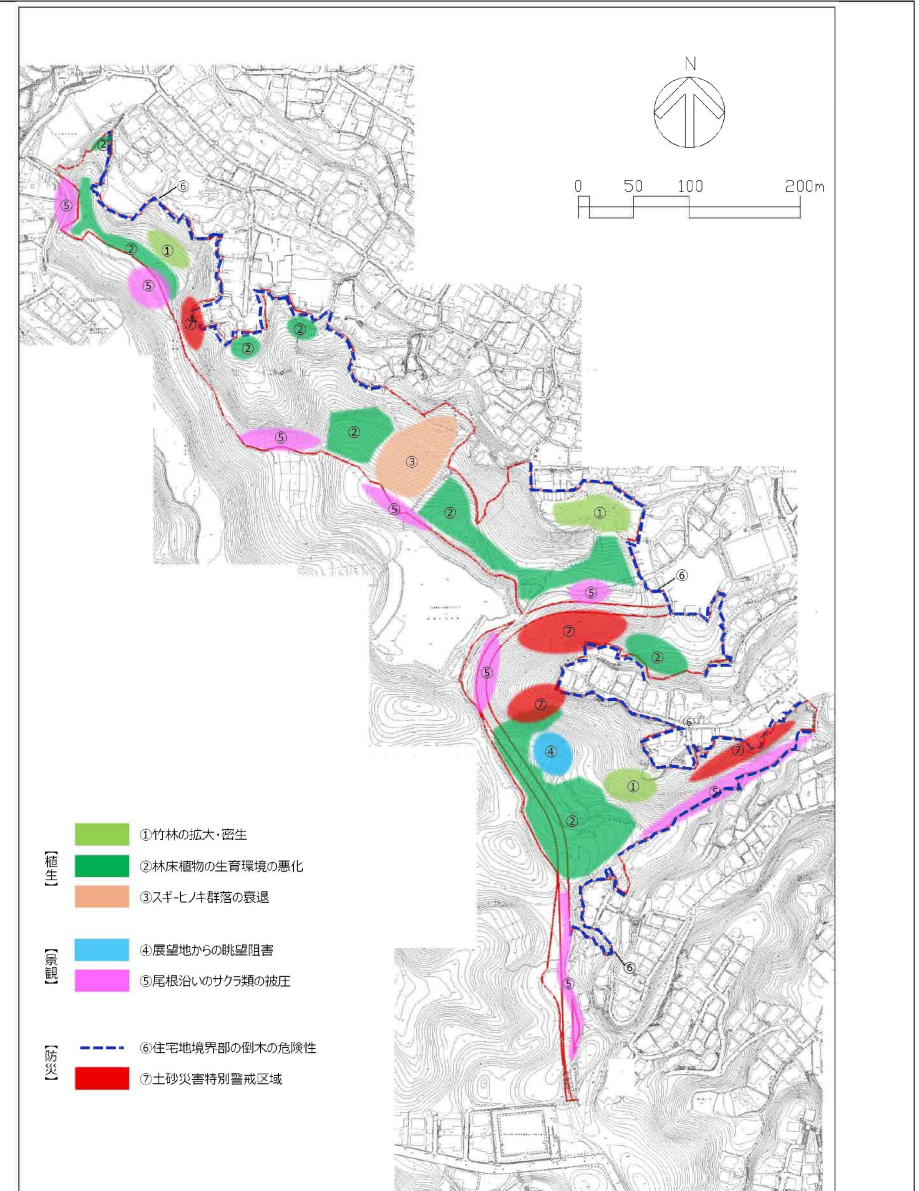


図3.7.1 現況課題図

(2) 保全管理ゾーニング（案）

現況課題を踏まえ、今後維持管理を行う上での保全管理ゾーンとして①～⑦の区域を設定します。

表3.7.2 保全管理ゾーニング（案）

ゾーン	方針	維持管理
①竹林保全ゾーン	竹林の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> 竹林の拡大で衰退した植物群落の保全及び住宅地の安全確保のために、拡大しつつある竹林を早急に伐採することで既存の植物群落の保全を図る。 竹林はタケノコの収穫などの活用が考えられることから、管理できる範囲を設定し、維持管理を行う。
②林床植物保全ゾーン	希少な林床植物の生育環境の保全（市民活動による自然環境の維持管理）	<ul style="list-style-type: none"> 尾根沿いを中心とした緩勾配の樹林（オニシバリ-コナラ群落）やアズマネザサ群落（竹林に変化）については市民活動の場として提供し、市民による自然環境の維持管理を行い、里山の自然環境の保全を図る。 希少な林床植物が生育するスダジ-コナラ群落、オニシバリ-コナラ群落は常緑樹伐採、アズマネザサの除草により、生育環境の保全を図る。 アズマネザサ群落は樹林地へ転換を図る。 アカメガシワ-カラスザンショウ群落を被圧しているクズを除去する。 疎林化が進行するスギ-ヒノキ群落は、広葉樹林化を図る。 スダジ-コナラ群落、オニシバリ-コナラ群落などの二次林は、15～20年に一度、萌芽更新による再生を検討する。
③針葉樹保全ゾーン	適切なスギ-ヒノキ群落の保全	<ul style="list-style-type: none"> 広葉樹が混交していない斜面部のスギ-ヒノキ群落は健全なスギ・ヒノキを活かし、高木層、草本層の2階層の植生を目指す。
④眺望ゾーン	展望地からの眺望の回復	<ul style="list-style-type: none"> 竹林により遮られている展望地からの眺望を回復するため、竹林から低茎のススキ群落等に転換する。 アカメガシワ-カラスザンショウ群落を覆うクズ等のツル切りを行う。
⑤尾根道散策ゾーン	散策のための尾根道の視界の確保・サクラの保全	<ul style="list-style-type: none"> 尾根道からの視界を遮るアズマネザサや低木類等を刈払い、尾根道沿いの視界を確保することで、散策が楽しめる空間を創出する。尾根道沿いのサクラ類周辺樹木の刈払いによってサクラ類の保全を図る
⑥住宅地近接（法尻）ゾーン	接する住宅地の安全の確保及び住環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 対象地に接する竹林の伐採、樹木やクズなどの草本の適切な維持管理により、住宅地の安全の確保及び住環境の維持を図る。
⑦急傾斜地保全ゾーン	土砂災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 植生遷移に委ねることを基本とするが、急傾斜地の崩壊等が発生しないよう他の斜面林よりも重点的に巡視管理を行う。

※上記以外の傾斜地については原則として疎放管理の考え方にに基づき、巡視管理程度に留め植生遷移に委ねることを基本とし、倒伏の恐れのある樹木は適宜伐採する。

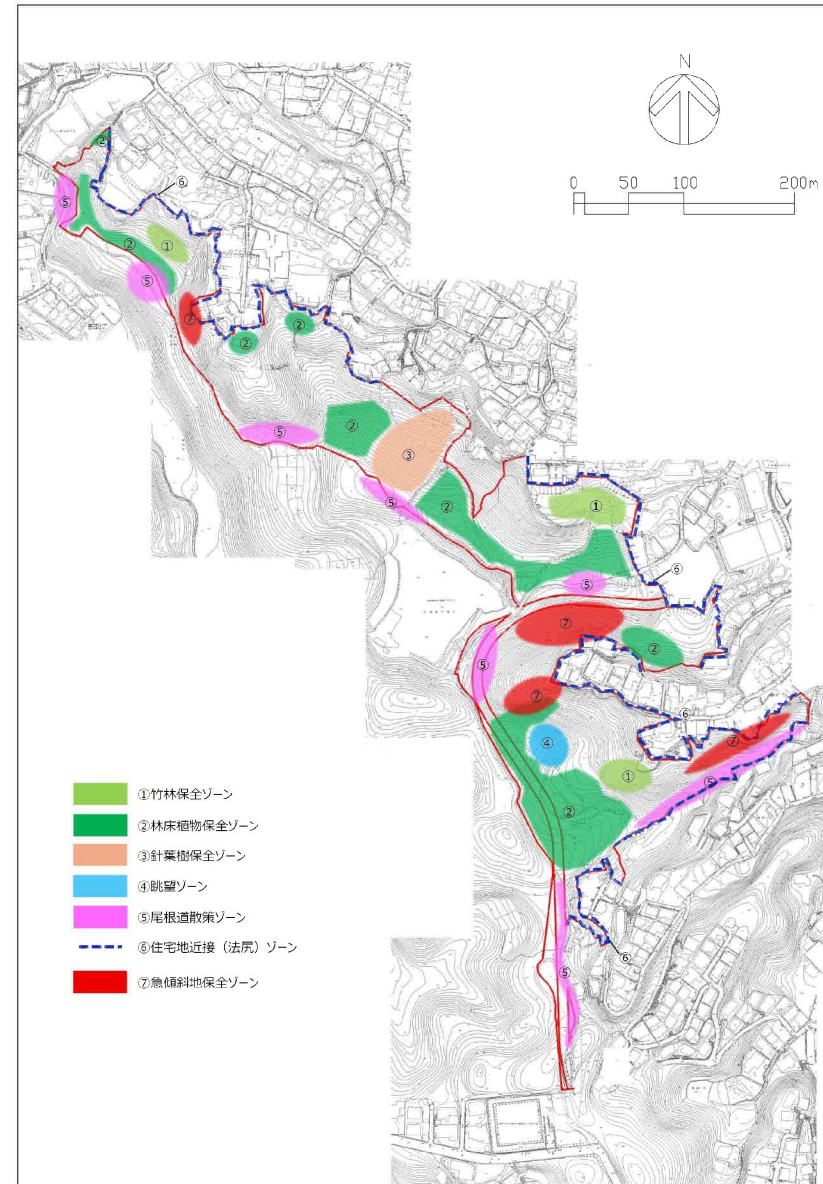


図3.7.2 保全管理ゾーニング図

(3) 初期整備方法及び供用後の維持管理方法の方針

1) 樹林地等の保全方針

- ・初期整備及び供用後の維持管理にあたっては、維持管理計画に基づいた管理を行います。

2) 初期整備の方針

- ・公園整備工事内で、整備と利用に必要な最低限の樹林地整備を実施します。
初期整備は市発注工事として重要度の高い項目（竹林、展望広場など）について行います。

①園路沿いの下草刈り

- ・園路周辺の落枝や倒木防止、見通し確保、景観向上のため、倒木・枯損木処理と下草刈りを行います。
- ・特に尾根道の視界の確保およびサクラ類の保全を図るために、アズマネザサや低木類を刈払います。

②アズマネザサの刈払い

- ・生物の多様性や市街地からの景観に配慮し、アズマネザサ群落やアズマネザサークズ群落のアズマネザサを刈払い、植生遷移を促進し、樹林地への転換を図ります。

③アカメガシワ・カラスザンショウ群落のクズの除去

- ・アカメガシワ・カラスザンショウ群落のクズを除去し、植生遷移の促進を図ります。

④竹林の伐採（竹林の拡大防止、展望地からの眺望の回復）

- ・竹林の拡大防止、展望地からの眺望の回復を目的に竹林を伐採します。ただし、箭の収穫など市民活動の場となる竹林については、供用後に適切な維持管理し活用を図ります。

⑤住宅地に接する竹林の伐採、倒木の恐れのある高木の伐採（中低木として維持管理）、クズや草本の刈払い

- ・住宅地に接する竹林の伐採、倒木の恐れのある高木の伐採、クズや草本の刈払いを行います。

⑥倒木の恐れのある樹木の伐採

- ・安全確保を目的に、急傾斜地保全ゾーン及び傾斜地保全ゾーンを優先して実施します。

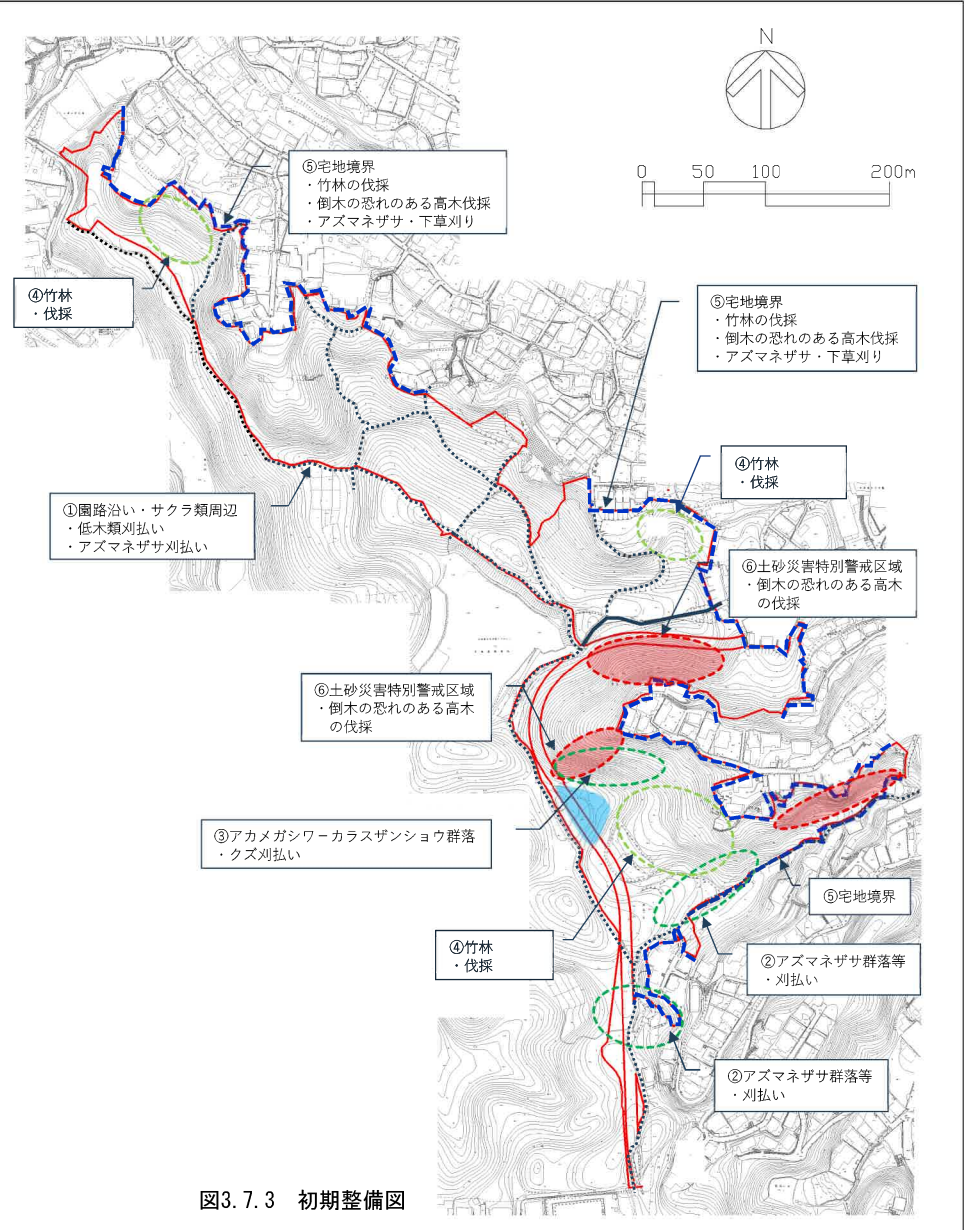


図3.7.3 初期整備図

3) 供用後の維持管理の方針

供用後の維持管理は鎌倉市、指定管理者、ボランティアが役割を分担して行うこととします。自然生態系は複雑で、予測した通りの結果とならない場合もあるため、「順応的管理」による維持管理を行います。

順応的管理 計画 → 実行 → 調査 → 見直し

（役割分担）

- ・公園管理は指定管理者制度の導入を検討します。
- ・開園後は、市と指定管理者、市民等と協働により樹林地等の維持管理を行います。
- ・作業内容や作業地の条件等により、役割分担を行います。役割分担の例は下表参照

表3.7.3 鎌倉市、指定管理者、市民の役割分担の考え方（例）

区分	役割	作業例
①市	<ul style="list-style-type: none"> ・初期整備など規模が大きい作業 ・危険または高度な技術が求められる作業 ・急傾斜地（勾配 30° 以上、土砂災害特別警戒区域）での作業 ・動力を使う作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・萌芽更新時の最初の下草刈り、皆伐 ・倒木の恐れのある高木伐採、かかり木の処理（特に住宅に隣接する場所） ・チェーンソーを使った伐採 ・草刈り機などを使用した草刈り
②指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地全般の日常的な管理作業 ・動力を使う作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・園路沿いや広場周の草刈り、枯損木や枯枝の除去 ・チェーンソーを使った伐採 ・草刈り機などを使用した草刈り
③市民（ボランティア）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動による自然環境の保全 ・人力でできる維持管理作業 ・園路付近など、アクセスしやすい場所での作業 ・緩傾斜地（勾配 30° 未満）での作業 ・きめ細かな配慮が求められる作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・林床植物保全ゾーンの外来植物の抜き取り ・林床植物保全ゾーンの希少植物に配慮した草刈り ・竹林の間伐、筍の収穫 ・尾根道散策ゾーンの樹林地の下草刈り、低木の除去 ・眺望ゾーンの草刈り

（優先的に管理を行う場所）

- ・維持管理を行う場合は、市、指定管理者、市民等による協議のもと優先順位をつけて管理を行います。
- ・維持管理の優先順位は、公園の整備や利用の状況、監理の難易度やコスト（人的・予算的）、アクセス性、地形、保全の緊急度などの要素を踏まえて決定します。

【作業優先度の高い場所の例】

- 散策路や広場等の利用施設の周辺
- 住宅地等に隣接する場所（竹林の伐採・クズや草本の刈払い、落枝対策、倒木の恐れのある高木の伐採（中低木として維持管理））
- アクセスしやすい場所
- 初期整備が行われ、維持管理が容易または定期的な維持管理が必要になった場所
- 竹林、アズマネザサ群、アズマネザサ群落、アカメガシワ・カラスザンショウ群落など、早期に管理を行わないと維持管理が困難になると予想される場所

（４）維持管理プログラム・樹林地等保全カルテ

- ・年間維持管理作業は、基本設計で植生別に設定された保全の目標と手法をふまえ、作業項目と作業時期を設定します。
- ・作業時期については、作業の効率が高く、生き物に配慮し時期を設定します。
- ・検討した維持管理プログラムはゾーン別・植生別に樹林地等保全カルテとしてまとめます。

年間維持管理プログラム：オニシバリーコナラ群集の例

ゾーン	保全の目標	整備及び管理の手法	
		初期整備	年間管理
②林床植物保全ゾーン	里山の自然環境の保全を図る	明るく林床の豊かな雑木林化、危険木の処理	
		ツル切り（11～1月）、刈り払い（後継樹育成）（11～1月）	市民による自然環境の維持管理 刈り払い・落ち葉かき
⑦急傾斜地保全ゾーン	遷移に委ねる	危険木の処理 倒れる恐れのある樹木伐採	重点的巡視管理
※その他の傾斜地	遷移に委ねる	危険木の処理 倒れる恐れのある樹木伐採	巡視管理

【供用後の維持管理プログラム：オニシバリーコナラ群集の例】

②林床植物保全ゾーン

管理作業	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実施主体
危険木の処理	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	市 指定管理者
刈り払い	1～2年に1回									■	■	■		市 指定管理者
落ち葉かき	1～2年に1回										■	■		市民

⑦急傾斜地保全ゾーン

管理作業	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実施主体
重点巡視管理	月1回 大雨後など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市 指定管理者
危険木の処理	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	市 指定管理者

※その他の傾斜地

管理作業	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実施主体
巡視管理	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市 指定管理者
危険木の処理	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	市 指定管理者

（５）供用後のモニタリング項目、調査時期及び対象範囲

●モニタリングの目的

- ・モニタリングは、樹林地及びこれらを生息基盤としている生物を保全するための管理作業を行う際に、その影響や効果を検証することを目的とします。

【モニタリングのねらい】

- 初期整備や維持管理計画の効果の検証や見直しを行う参考資料とします。
- 自然環境の現況や移り変わりを把握し、公園利用者への自然情報の提供に役立てます。

●モニタリングの実施方針

【モニタリング項目】

- ・植物および動物について現状把握を行います。
- ・詳細については、市、指定管理者、ボランティアで協議の上決定します。

【モニタリング間隔】

- ・目標環境別に設定したモニタリング間隔（毎年～5年おき）に準じて実施します。

【実施体制】

- ・調査計画や調査の実施、調査結果の保管等は、指定管理者が市民の協力を得ながら行います。

【その他】

- ・モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

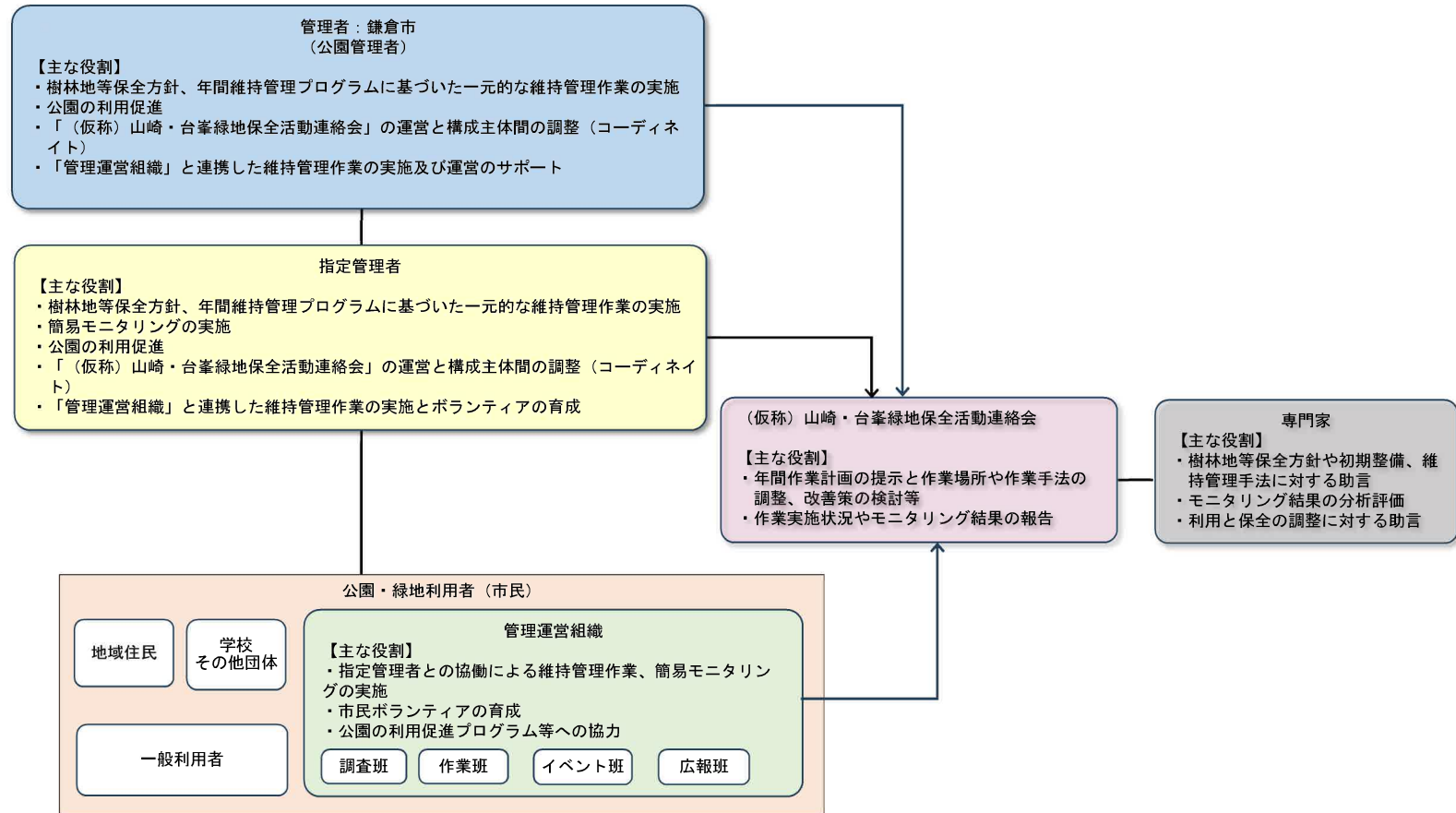
■管理運営計画

(1) 管理運営方針

- 管理運営主体は鎌倉市であり、公園の現場運営管理は指定管理者が担います。
- 里山はきめ細やかな維持管理が必要になることから、市と指定管理者、市民等との協働による維持管理を行います。
- 市民と指定管理者が目標を共有し、協働で保全活動を行う組織として、管理運営組織を設立し、市民等による保全活動を一元化します。
- 詳細な維持管理内容の検討など、市と指定管理者、市民等との間の意思決定や連絡調整を行う組織として（仮称）山崎・台峯緑地保全活動連絡会を設立します。事務局は指定管理者が担います。

(2) 管理運営体制

【管理運営体制図（案）】



■木材等の活用方法

(1) 木材の活用

間伐や倒木の恐れのある高木の伐採など維持管理によって発生する木材を緑地外に搬出処分するには、一般に運搬・処分費がかかります。そこで場内での活用について検討します。

- ・初期整備時に発生する間伐材については、丸太階段、高さ 50cm 程度の土留めのしがら、展望広場にある自然木を利用したベンチの更新などに利用します。
 - ・現地発生した竹材は暗渠排水や竹柵等の活用を検討します。発生した木材を活用した近自然工法の導入についても、協議のうえ活用方法を検討します。
 - ・間伐材については林内に放置することを避けるため、薪置き場を決めて保管します。
- ※今後の管理運営で大量に発生する間伐材は、市・指定管理者・ボランティア間で協議のうえ活用方法を検討します。



ベンチの作成



薪利用イメージ



しがら利用イメージ



竹を活用した暗渠排水イメージ

出典：暗渠排水についても豆知識 H26.2 奈良県農林部農村振興課



竹柵工

出典：林野庁 HP



チップ舗装



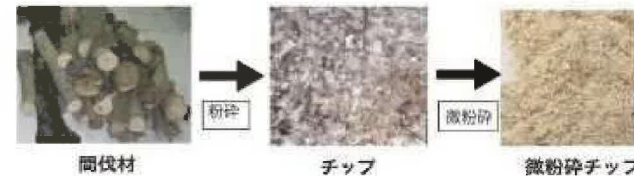
竹柵



丸太階段

(2) 自然エネルギー活用の検討

- ・間伐や倒木の恐れのある高木の伐採など維持管理によって発生する木材を薪、チップ、ペレットなどに加工することで、自然エネルギーとして活用することができます。
- ・鎌倉市内では、薪ストーブを利用している家庭が多いことや、災害時の活用実績を考慮し、丸太などに関しては、薪にして活用することが考えられます。
- ・兵庫県三田市では、市内の放置竹林から産まれた竹チップを利用した舗装技術の実験（竹チップの供給量や舗装の耐久性、機能性、雑草繁殖抑制効果等を検証）を行っています。散策路に撒くことにより、ぬかるみ防止や雑草防止効果が期待されます。
- ・自然エネルギーとして発生材を活用するために、今後の管理運営で薪割り機、チップパーの設置等を検討します。



薪

【バイオマスの種類と比較】



薪割り機 のイメージ
出典：株式会社ホンダウォークカタログより



加工機械（チップパー）のイメージ
出典：株式会社やまびこカタログより